

粉飾決算・不正会計に関する研究

—京王ズホールディングスの場合—

高市幸男（リスク管理研究所）

1、はじめに

2006年5月会社法が施行された。同法には内部統制システムの一環である業務の適正を確保するための体制構築の基本方針を決定する義務が示されている。2007年9月金融商品取引法が施行され、財務報告に係る内部統制に関する報告書の提出が義務付けられた。2015年6月、金融庁と東京証券取引所はコーポレートガバナンスコードの適用を開始した。2015年はコーポレートガバナンスが企業の自主対応から強制対応に変わった転換の年であると言える。

そんな中、2015年5月には特設注意市場銘柄に指定されていた京王ズホールディングスが、制度開始以来初めての上場廃止決定を受けた。更に8月には、日本を代表する大手企業である東芝の不適切会計が発覚するなど、まだ対応が不十分な企業があることを露呈した。

内部統制、コーポレートガバナンスは報告書や監査報告などの表面的、形式的な書類を作成する事を目的としているのではなく、法の精神に則った真の対応を求めている筈である。

本研究は個別企業の分析によって、企業がなぜ有価証券報告書の虚偽・不正会計を行うのか、その理由を明らかにすると共に、企業・経営の在り方について考察する。

2、会社概要（2011年10月末時点）

社名：株式会社 京王ズホールディングス

設立：1994年4月 創業：1987年

資本金：1,199百万円（発行済み 56,146株 授權資本 170,000株）

役員：（代表）佐々木英輔（取）深野道照、佐々木敬、小山正人（監）渡辺悦子（常）小西行男（非・外）、栗野隆徳（非・外）

株主：佐々木英輔 8,505株（15.15%）、光通信 8,350株（14.963%）、E・Sワン 8,000株（14.28%）、（株）一や 1,246株（2.22%）、春日秀樹 1,070株（1.91%）、イシイ（株）1,000株（1.78%）

沿革：1987年6月 創業

1993年12月 （株）レジャーワン設立。ビデオ・CDレンタル業

1994年4月 （株）ミスター・チャップリンパワーに商号変更

佐々木英輔が代表取締役就任

1997年4月 （株）京王ズに商号変更

2002年 ビデオ・CDレンタル事業をカルチュア・コンビニエンス・クラブに譲渡

2004年1月 マザーズ上場

8月 （株）ノーブルコミュニケーション 設立（連結子会社）

11月 泉パワーモールを買収（不動産賃貸業）

2005年4月 （株）IJT の株式を取得し連結子会社化、コールセンター事業を強化

2006年11月 移動体通信事業を(株)IJT(現在の京王ズコミュニケーション)に移管
 2007年4月 飲食事業・不動産賃貸事業を(株)遠雷(子会社)に移管
 (株)京王ズホールディングスに商号変更 純粋持ち株会社となる。
 11月 (株)遠雷の外食事業を全店閉鎖
 一部の店舗を(株)くらコーポレーションに事業譲渡
 2010年5月 (株)京王ズ seed を設立(連結子会社) ソーシャルゲーム
 7月 (株)京王ズライフクオリティを設立(連結子会社)、介護事業
 10月 (株)遠雷 を吸収合併
 2011年8月 佐々木社長への資金流出が発覚
 11月 不適切な取引及び会計処理についての調査報告書を公表
 連結子会社:(株)京王ズコミュニケーション(当社出資比率 100%)移動体通信事業
 (株)IJT(100%)テレマーケティング
 (株)ノーブルコミュニケーション(60%)テレマーケティング事業
 (株)ハーツライフサポート(100%)テレマーケティング事業
 (株)京王ズSeed(100%)モバイル・PC向けソーシャルアプリ事業
 (株)京王ズFORCITE(100%)通信回線サービス契約受付事業
 (株)京王ズライフクオリティ(100%)介護事業
 (株)遠雷(100%)不動産賃貸事業 ※2010年当社に吸収
 (株)レジャーワン(実質的支配、E・Sワン 100%)
 社長個人企業:(株)E・Sワン(佐々木社長 100%) 佐々木社長の個人資産を管理
 (株)E・Sツー(100%)佐々木社長の簿外貸付を解消するために設立
 (有)京王ズファーム(90%)農場経営
 監査法人:清和監査法人

3、粉飾決算

2011年11月、不適切な取引及び会計処理についての調査報告書が公表された。

(1)利益の過大計上

年	月期	内容	勘定操作	金額(百万円)
2003	10	未払金(広告宣伝費等)の計上漏れ	費用の過小計上	16
2004	4	ビール会社からの協賛金名目で売上計上	売上の過大計上	30
		飲食店の売上を水増し		38
2005	10	未払金(給料手当、広告宣伝費等)の架空計上	費用の過大計上	13
		C社に対する店舗の架空売却		固定資産売却益の架空計上
2007	10	D氏に対する新株予約権の第三者割当に関するアレンジフィーをE社に対するソフトウェア購入費用名目で計上	費用の過少計上	34
2008	4	KC社のA社に対するインセンティブ返金名目で売上計上	売上の過大計上	169
			売上の過小計上	86
2009	10		前期損益修正益の過大計上	23
			特別損失の過大計上	90
2010	10	B社に対するロイヤリティ還元名目で売上計上	売上の架空計上	23

(2)佐々木社長への資金流出

2001年5月～2011年4月 総額 399 百万円

・仕分処理をしない簿外支出 767 百万円(2001/5～2002/10 23回)

	返却	692 百万円 (2001/6~2003/5 17 回)
	残	75 百万円
・敷金、建設協力金名目支出		197 百万円(2002/10~2003/4 9 回)
	返却	33 百万円(2006/11 2回)
	残	164 百万円
・架空の建設仮勘定による出金		464 百万円(2003/11~2010/1 9 回)
	返却	407 百万円(2004/12~2006/8 7 回)
	残	57 百万円

(3)G社からの借入を簿外で処理

佐々木社長に対する簿外処理の資金流出を表面化させないための隠ぺい工作として行う

借入 465 百万円(2003/10~2006/10 7 回)

返済 465 百万円(2003/11~2006/11 8 回)

4、不正行為の原因

(1) 佐々木社長個人への依存、権限集中

元々当社は佐々木社長の個人企業から発したもので、設立経緯からして実質上佐々木社長のワンマン経営にあり、他の役員及び監査役が意見を言える環境になかった。

(2) 監督機能の不全

①取締役会

不正に加担した斎藤勝彦常務取締役は佐々木社長の元部下、深野取締役は不正行為に係る書類を作成した。光通信から派遣された社外取締役は不正行為について全く関知せず、取締役会の監督機能は発揮されなかった。

②監査役会

渡辺常勤監査役は元取締役管理部長で経理業務の責任者であった。監査役に就任後も経理業務を担当し、不正な入出金を実行していた。

社外監査役2名は決算取締役会以外の取締役会に出席する事はなかった。(開催通知もなかった)。監査役会は渡辺監査役から全体的な概要の説明があるだけで、監査報告書に印鑑を押すだけの仕事だった。

(3) 佐々木社長の資質

佐々木英輔(ささき えいすけ) 1947年3月10日生まれ

1969年7月 東北学院大学経済学部中退

1970年4月 ロッテ商事入社

1976年9月 (有)日商設立

1994年4月 京王ズホールディングス代表取締役就任

2012年1月 当社退任

①旺盛な事業意欲 29才から会社の設立、倒産、売却を繰り返し様々な事業を手掛けてきた。

②法令順守の欠如 事業拡大のためには法令違反もやむを得ないという姿勢にあった。

- ③公私混同 上場後も個人企業の認識で、会社資産と個人資産の峻別する意識がなかった。
不祥事発覚後代表取締役を退任しながらも、会社を支配し続けた。
- ④強い金銭欲 当社からの報酬では満足できず、他に事業を営むなど金銭欲が極めて旺盛だった。また、長年、株式の信用取引を行っていたが、結果的に失敗し、これが当社からの資金流用につながった。
代表取締役を退職した後も筆頭株主として当時の役員らを利用して、資金流出を継続させ、更に、月額 250 万円の報酬を得ていた。

(4) 内部監査機能の不足

2000年4月内部監査室が設置された。しかし経営企画部の社員1～2名が配属されただけで、営業店舗の業務監査は行われたが、全社的な監査は全く行われなかった。

(5) 内部通報制度の不在

2007年4月内部通報制度が設けられた。しかし同制度が利用された形跡は全くない。規定上通報先は監査役であるが、監査役も含めて行われた不正だけに、機能の発揮は無理であった。

5、役員の不正行為に関する関与

(1) 佐々木英輔 社長

不正行為を計画、実行し、他の取締役・監査役・従業員に対してその地位を利用して不正行為への関与を指示した。

(2) 渡辺悦子 常勤監査役

常勤監査役就任後も前職の管理部長と変わらない業務を行う。佐々木社長の指示に従い不正行為の実行犯となる。実在する法人名の冒用、架空の名義人の使用、他人の印章の偽造によって私文書偽造同行使。

(3) 深野道照 取締役

インセンティブ返金名目による売上の過大計上、ロイヤリティ還元名目による架空売り上げの計上、店舗の架空売却による固定資産売却益の架空計上、株式譲渡経緯確認書の偽造に実行犯的役割を果たす。

(4) 佐々木敬 取締役

過年度インセンティブ返金名目による売上の過大計上、負債の過小計上に関与した。

6、監査法人の責任

(1) 監査法人の変動

2006年4月半期	あずさ監査法人
2006年10月期	あずさ監査法人
2007年4月半期	みすず監査法人
2007年10月期～2011年10月期	清和監査法人

(2) 不正を見抜けなかった理由

- ①佐々木社長への簿外流出分をG社からの簿外借入金で埋めていた
- ②実在しない人物の印鑑を使用して契約書、領収書を偽造していた。

(3) 清和監査法人の責任

簿外での処理及び契約書や領収書が偽造されたのでは、書類の確認・審査を行う監査業務では、不正行為の発見可能性は極めて低く、清和監査法人の責任はないと判断されている。

7、その後の推移

- 2012年1月 横江 実氏が代表取締役社長に就任（内部昇進）
有価証券報告書の虚偽記載により課徴金 4,373 万円が課せられる
特設注意市場銘柄に指定される
- 2014年5月 (株)光通信の連結子会社になる
- 2014年7月 湯瀬 昭弘氏が代表取締役社長に就任（内部昇進）
- 2014年12月 長野 成晃氏が代表取締役社長に就任（光通信派遣）
- 2015年4月 株が整理銘柄に指定される
- 2015年5月 上場廃止となる

(1) 代表取締役の経歴

①横江 実（よこえ みのる）1952年10月2日生まれ

- 1976年4月 キヤノン販売入社
- 1999年7月 当社入社
- 2000年11月 当社取締役 通信事業本部長
- 2002年2月 当社常務取締役
- 2007年1月 当社退任
- 2009年7月 サイバーソリューションズ入社
- 2012年1月 当社代表取締役
- 2014年7月 当社退任

②湯瀬 昭宏（ゆぜ あきひろ）1973年1月25日生まれ

- 1995年3月 八戸工業大学卒業
- 1995年4月 三建設備工業株式会社入社
- 1998年9月 当社入社
- 2003年11月 当社総務課長
- 2010年11月 当社医療・介護事業推進部部長
- 2013年1月 当社取締役
- 2013年2月 当社管理部長
- 2014年7月 当社代表取締役
- 2014年12月 当社退任

- ③長野 成晃（ながの ひであき） 1978年2月15日生まれ
中央大学商学部卒
2003年4月 光通信入社
2008年4月 同社 財務部副統括次長
2014年7月 当社社外取締役
同年 12月 当社代表取締役

（2）ノジマへの割当増資と光通信の公開買い付け

- ①2014年2月28日、横江実氏は、光通信からの販売手数料の引き下げ要求を拒絶し、関係が悪化した光通信から、一次代理店をノジマに切り替えることを計画。ノジマに610万株（1株334円、21億円）を割当増資し同社の連結子会社になることを取締役会だけで決議した。
当時の発行済み株式総数561万株、大株主である佐々木英輔氏とその資産管理会社28.1%、光通信22.48%には知らされなかった。
- ②2014年3月10日、光通信と佐々木英輔氏は新株発行差し止めを裁判所に申し立てる。
- ③同日、ノジマは「諸般の事情を踏まえ、3月31日までに払い込みをしないことを決定した」と公表した。
- ④2014年3月26日、両者の申し立てが却下された。即日抗告。
- ⑤同日、光通信は、新株発行の差し止めまたは3月31日までにノジマが払い込まないことを条件に、1株555円、株数上限なしの公開買い付け（TOB）を行うと発表。
- ⑥2014年4月7日、光通信は、株式公開買い付けの実施を正式発表
- ⑦2014年5月29日、光通信は、公開買い付けによって439万株（71.9%を所有し、連結子会社とする。

（3）旧役員の実責任追及

- ①佐々木英輔 元社長
2012年10月 損害賠償請求訴訟
不正行為による損害額本人関与分、課徴金相当額全額
2015年2月 破産宣告開始の申し立て
不正行為を告訴 刑事責任を追及する
※最終的な不明支出金は2億1500万円で、特別損失として計上した
- ②深野道照 元取締役 2012年10月 損害賠償請求訴訟 課徴金相当額同人関与分
- ③渡辺悦子 元常勤監査役
2012年10月 損害賠償請求訴訟
不正行為による損害額本人関与分、課徴金相当額全額
2015年2月 破産宣告開始の申し立て
不正行為を告訴 刑事責任を追及する
- ④横江 実 元社長 不正行為を告訴 刑事責任を追及する

⑤佐々木敬 元取締役 損害額 11 百万円の賠償請求

8、業績・財務内容

入手した 2002～2010 期の決算書を見るに、積極的に業容を拡大させ、上場を果たすも、売上は伸びず、逆に大赤字を計上、財務内容は悪化するという「膠着期」。業績は減収・増益、財務内容は大きく改善されたが、代表者が資金を不正流用し、それを糊塗するため粉飾が行われた「粉飾期」。元代表の経営君臨、資金の流用が続きながらも、財務内容の改善が進められた「修正期」に分けることができる。

(1) 膠着期 (2002/10～2006/10)

売上は 50～60 億円で推移。利益は黒字と赤字を交互に計上し不安定な時期である。それでも 2004 年 1 月マザーズに上場し、積極的な M&A で大きく資産を増加させた。しかし、それ以上に負債が増加した。このため負債比率は 24.0%→79.0%、有利子負債構成比率は 7.3%→48.1%、自己資本比率は 76.0%→21.0%と財務内容は悪化を続けた。

特に 2006 期は積極的な投資が業績に結び付かず、当社最大の赤字 23 億円を計上し、2005 期 31 億円にあった自己資本を 9 億円に減らした。

(2) 粉飾期 (2007/10～2010/10)

2007 期は M&A 効果から当社最大の売上である 155 億円を計上した。しかし損益は厳しく赤字 11 億円を計上し、自己資本は 4 億 6900 万円と、僅か 2 期でピーク時の 15%に減少した。

過去の粗利益率は 20～50%にあったが、2007 期以降は 15～18%になった。収益構造の変化から 2008 期以後は、減収を続けるものの増益となり、2009 期には当社最高の純利益 5 億 7800 万円を計上した。

財務内容は流動資産の増加、固定資産の減少、負債の減少によって純資産は増加した。自己資本比率 7.8%→33.9%、流動比率 49.4%→93.4%、固定比率 843.3%→183.2%、負債比率 60.0%→41.0%と大きく改善された。

2006～2010 期は佐々木元社長と同氏が保有する会社に対して簿外及び不正な経理処理によって資金を流出させている。このため流動資産や純資産を過大計上する粉飾決算が行われた。このため財務比率では自己資本比率で最大 5.8%過大、流動比率で 11.1%過大、固定比率 323.8%過小、負債比率 5.8%過小、有利子負債構成比率 3.8%過小計上になっていた。

(3) 修正期 (2011/10～2013/10)

2011 年 8 月佐々木英輔社長への不正な資金流出が発覚、同年 11 月第三者調査委員会による調査報告書が公表され、不正が明らかになった。2012 年 1 月佐々木英輔氏が代表取締役を退任、横江実氏が就任した。

しかし、佐々木英輔氏は依然大株主として経営に君臨し、資金の流用及び報酬を要求、内部昇進であった横江実氏がこれを拒否することはできなかった。

業績は増収を続け 2013 期には売上 151 億円を計上し、当社最高の 155 億円 (2007 期) に迫った。反面、粗利益率は 17%を維持しているが、最終利益は減少を続け、2013 期は 42 百万円とほぼゼロになった。

財務内容は資産、負債共に減少しているが、負債の減少幅が大きく、純資産は増加している。自己資本比率 33.6%→45.8%、固定比率 163.9%→118.8%、負債比率 66.4%→54.2%、有利子負債構成比率 32.1%→18.8%と改善された。

負債比率、固定比率はまだ高く、収益性も低いが、自己資本比率、流動比率などは先ず健全な数値を示している。

9、光通信・ノジマとの関係について

光通信は一次代理店で、当社は二次代理店の関係にある。光通信は古くから当社に出資すると共に、役員も派遣するなど密接な関係にあった。

しかし、光通信からの役員は佐々木英輔氏への資金流出、不正会計については知らず、ノジマへの割り当て増資についても知らなかったとされている。これは第三者調査委員会による調査報告書に記載されているところである。

(1) 資金流出、不正会計

佐々木英輔氏への資金流出及び不正会計については、光通信からの役員は知らなかったとされている。しかし殆どの役員が関与しているにも関わらず、光通信の役員だけが知らないというのは極めて不自然である。(筆者感想)

光通信にとっては、意に沿わない強力な販売会社である当社を抑え込むのに、佐々木英輔氏の不祥事は絶好の材料だった。しかし光通信が役員を送り込み、その事実を知っていたのでは、その後佐々木氏の責任を追及し、権力を弱体化させるには非常に都合が悪い(場合によっては共犯になる)ことから、「知らぬ・存ぜぬ」を決め込んだものと推測される。(筆者感想)

(2) 第三者割り当て増資

①ノジマへの第三者割当増資では、横江氏が光通信、佐々木氏にも知らせず独断で行ったとされている。しかし、横江氏は内部昇進であり、大株主である佐々木氏には頭が上がり、不正な資金の流用、報酬の支払いにも応じている点から、経営も監視下にあった事が推察される。また他の役員・従業員にも佐々木氏の息のかかった者が多く、佐々木氏に知らせず役員会を開催し、斯様な決定ができるのか甚だ疑問が持たれる。(筆者感想)

よって本件は表向き「光通信との手数料交渉のもつれを嫌って」とあるが、佐々木氏が、株主として役員を派遣し、かつ取引も大きくなった光通信が経営介入し、自分の地位を脅かすのを嫌い、子飼いの横江実氏を使って排除しようとしたと判断するのが妥当と考えられる。(筆者感想)。

②ノジマへの割当増資は 610 万株 21 億円、当時の発行済み株式数は 561 万株で、成功すれば、ノジマが過半数の株式を持つ親会社になるものであった。会社の経営権が移動するような極めて大きな決断を、佐々木氏 158 万株 (28.2%) と光通信 126 万株 (22.4%) の大株主に知らせず、かつ光通信の出向役員を抜きにした取締役会だけで、決定できるのか? 更にこの届けを東京証券取引所と東北財務局が認めた事について、問題が指摘されている。

③佐々木氏と光通信は増資の差し止めの仮処分を申し立てたが、それは却下された。その理由についても疑問が指摘されており、一部では第三者調査委員会の委員長が元東京高裁総括判事であったことから、担当裁判官が大物 OB に配慮したのではないかとの見方が

ある。

④増資差し止めの仮処分申立ては3月10日、同日ノジマは3月31日までに払い込みをしないと発表した。3月26日増資差し止め仮処分申し立てが却下されると、光通信はノジマが3月31日までに払い込まないことを条件として、公開買い付けを発表した。

ノジマとしては、この増資によって光通信と摩擦が発生することは十分に予測され、それを乗り越えても当社を傘下にすると決断した筈である。それにも関わらず、払い込みしない期日を公表することによって光通信が対抗する時間を与えている。

またノジマが、サラリーマン社長の横江氏を交渉相手とし、大株主である佐々木氏と光通信を抜きにした役員会決定であることを知っていたのか？ 知らなかったのか？ 不可解である（筆者感想）。

表面的な経緯からして、ノジマは知らず、問題が起こり、光通信の対応が強烈だったため、手を引いたと考えられている。では何故、裁判所が申し立てを却下する前に、対抗する時間を与えるような発表をしたのか疑問が残る。（筆者感想）

ノジマは、横江氏が傀儡で、佐々木氏がバックにいて、実権を握り、光通信を排除したいとの思惑がある事を知っていた筈である。そうでなければ当社からの第三者増資の申し出に応ずるとは考えられない。ところが佐々木氏は新株発行の差し止め請求を申し立てており、ここに信頼関係が崩れると同時に、佐々木氏の人物・資質に疑問を抱いたものと思われる。（筆者感想）

ただ、佐々木氏の増資差し止め申し立てが却下された理由は、個別株主通知という手続きを踏んでおらず、形式要件を満たしていなかったとの事である。無論この手続きは弁護士が行っており、斯様なお粗末な仕事をプロの弁護士が行うとは考えられない。よって、表面に出られない佐々木氏が、裏で画策していることが知られるのをカモフラージュするために、却下されるのを前提とした申し立てを行ったものと考えられる。しかし、その意図をノジマには理解出来なかったのではないだろうか。（筆者感想）

10、上場廃止

2012年1月 特設注意市場銘柄に指定される

(3年間で改善できなければ上場廃止になる)

2013年4月 内部管理体制等が十分に改善されたとは判断されず、特設注意市場銘柄指定が継続される

2014年5月 内部管理体制等が十分に改善されたとは判断されず、特設注意市場銘柄指定が継続される

2014年6月 社内規則及び内部統制の適切な整備・運用の実施、内部監査の適切な実施等の改善策を開示する。

2015年1月 管理銘柄（審査中）に指定し、内部管理体制等について確認

- ・2014年3月まで佐々木氏への不正な資金流出が続いていた。
- ・しかも、前不正行為とは異なる手口で実行し、不正発見時に取るべき手続きも実行されていなかった。
- ・有価証券報告書の訂正報告書に於いて、不正行為に掛かる訂正項目に誤りがあったにも関わらず、これを見落とし、再訂正を行った。

- ・2015年4月 子会社における売上計上の不適切会計処理が判明
- ・稟議決裁による規定が遵守されていなかった事が判明

2015年5月 上場廃止決定

光通信は555円、ノジマの増資予定344円より211円(64.2%)も高い価格で株式を購入、2014年5月436万株(71.9%)を取得し、当社を連結子会社とした。

社外監査役の増員、コンプライアンス委員会の設置、不正経理の調査・整理、2015年2月には不正行為関与者に対する損害賠償や破産手続き、告訴などの法的対応を公表した。

しかし、東京証券取引所は内部管理体制の改善が不十分であると判断し、2015年5月上場廃止を決定した。

1 1、光通信の概要

社名 株式会社 光通信

代表者 玉村 剛史

資本金 54,259百万円

業績(百万円)	2015年3月期	2014年3月期
売上	562,506	565,165
営業利益	36,084	31,763
経常利益	36,551	39,737
純利益	20,763	29,352
財務内容		
流動資産	194,388	171,319
固定資産	198,963	167,495
資産合計	393,352	338,815
流動負債	159,837	156,196
固定負債	58,002	38,967
負債合計	217,840	195,163
純資産合計	175,511	143,651

企業集団
 連結子会社 174社
 持分法適用非連結子会社 2社
 持分法適用関連会社 85社

法人事業
 アイ・イーグループ
 ユニバーサルソリューションシステム
 エフティコミュニケーションズ
 ウォーターダイレクト
 メンバーズモバイル 他

SHOP事業
 テレコムサービス
 ジェイ・コミュニケーション
 パイオン
 京王ズホールディングス 他

保険事業

ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
ウェブクルー 他

売上 5, 625 億円、純利益 207 億円、261 社の企業グループを形成する光通信にとって、京王ズホールディングスの買収は、売上で僅か 2.7%、利益で 0.27%の貢献でしかなく、会社の売買が日常茶飯事の同社にとって、特筆すべき事ではないと言える。

12、総括

佐々木氏が代表である時期の京王ズホールディングスは、佐々木氏の個人企業であり、同氏の事業意欲、金銭欲を満たすための道具であったと言える。

法人とは法によって人格が与えられ、人と同じように経済的主体になれるのである。法によって認められた人格であるなら法に従うのが当然であって、それが守れないのであれば法人になる資格はない、個人企業のままであるべきである。

また、上場によって株式市場から資金調達をするには、株主に対する責任、コンプライアンスが求められる。それができない、する気もないのなら上場してはならないし、認めなくてはならない。

上場基準の見直し、上場申請時に於いて経営者の性格・資質チェック、教育・指導を徹底すべきである。

また、有価証券報告書には独立監査法人が作成した監査報告書が掲載されている。当社は上場以来一度も不正のない決算書を作成していない。それにも関わらず監査報告書には「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、・・・すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」と記されている。監査法人の在り方、監査報告書のあり方に問題があると言わざるを得ない。

尚、当社としては、上場廃止にはなったものの営業基盤は棄損しておらず、業績、財務内容は改善されてきており、更に巨大企業である光通信の子会社として経営は安定し、今後の推移に不安はないものと思われる。

以上